

青梅市議会議長交際費の支出基準

1 目的

この基準は、青梅市議会議長（以下「議長」という。）等が議会を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 議長交際費の支出

議長は、交際上必要と認めたものならびに市議会の運営および市行政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

3 議長交際費の支出範囲等

(1) 議長交際費の支出範囲は、次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶 祝	祝賀会、記念式典、新年会、懇親会等お祝いに要する経費	慶弔金の額は、別に定める「市議会議員等にかかる慶弔基準」によるものとする。
弔 慰	葬儀における香典、供花料等に要する経費	
見 舞 い	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費	
会 費	各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会費または会費相当分に要する経費	社会通念上妥当と認められる金額または実費相当額
接 遇	外部の個人または他の団体等との渉外・接遇に要する経費	
そ の 他	上記に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認める経費	

(2) 前号に規定する支出範囲により難い事象等が生じた場合は、その都度決定する。

4 議長交際費の不支出

前2項の規定にかかわらず、議長交際費は特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等にかかる慶祝、会費等についてはこれを支出しない。

5 議長交際費の公表

議長交際費の支出内容については、公表する。

6 議長交際費の見直し等

議長は、議長交際費の支出内容や金額が市民感覚と離れることのないよう、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別途定める。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。